

平成 26 年 2 月 13 日

各 位

日 本 証 券 業 協 会

会員の本協会脱退及び会員権の消滅について

今般、下記会員より、金融商品取引業を廃止した後^(注)、本協会脱退にあたって必要な手続きが完了したことに伴い、本協会から脱退したい旨の申請がありましたので、本協会においては、本協会定款第 25 条第 1 項の規定に基づき、脱退することを承認いたしました。

これに伴い、下記会員は、同定款第 11 条第 2 項及び第 12 条第 2 項の規定により、脱退日付けをもって会員の資格を喪失し会員権が消滅いたしましたので、御通知申し上げます。

記

脱 退 会 員 Liaison Japon 証券株式会社
脱退年月日 平成 26 年 2 月 12 日

以 上

本件に関するお問合せ先：総務部（TEL 03-3667-8451）

^(注) 平成 26 年 2 月 6 日付通知「会員の金融商品取引業の廃止について」参照。